

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きなどのお知らせ

- 現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）をお持ちの人
平成30年7月31日で有効期限が切れます。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を保険証と一緒に7月中旬に郵送しますので、8月1日からご使用ください。
- 新しく申請が必要な人
所得区分Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない場合は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、和水町役場税務住民課または三加和総合支所住民課に申請してください。
【申請に必要なもの】 ●後期高齢者医療被保険者証 ●印かん
- 入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代（※8月1日から）

負担割合	所得区分	外来+入院（世帯単位）		入院時の食事代 （1食当たり）
		外来（個人単位）		
3割	現役並み所得者Ⅲ （住民課税所得690万円以上の人）	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ ＜多数回 140,100円＞		460円 指定難病患者 の 人 な ど は 260円の場合 もあります
	現役並み所得者Ⅱ （住民課税所得380万円以上の人）	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ ＜多数回 93,000円＞		
	現役並み所得者Ⅰ （住民課税所得145万円以上の人）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ ＜多数回 44,400円＞		
1割	一般	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 4回目以降44,400円（※1）	過去12か月で 90日までの入 院210円
	区分Ⅱ（※2）	8,000円	24,600円	
	区分Ⅰ（※3）	8,000円	15,000円	100円

- ◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。
- （※1）過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。
- （※2）区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）。
- （※3）区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人
- （※4）過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

「限度額適用認定証」について

平成30年8月から、3割負担の人で、住民税課税所得145万から689万円の人（現役並み所得者ⅡとⅠの人）について、医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合（例：入院される場合など）、必ず和水町役場税務住民課又は三加和総合支所住民課に限度額適用認定証の交付を申請し、医療機関に提示してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723（直通）

～国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ～ 8月から保険証が切り替わります！

保険証の有効期間は、平成30年8月1日から平成31年7月31日までの1年間です。
新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送します。
現在お持ちの保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成30年8月1日以降に破棄していただきますようお願いします。

国民健康保険（国保）

◎ 保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

★ 一般被保険者 … 薄みどり色 ➡ 薄むらさき色
★ 退職被保険者 … クリーム色 ➡ もも色



◎ 70歳から74歳までの国保被保険者の保険証について

70歳から74歳までの国保被保険者に対しては、負担割合を記載した保険証を送付いたします。
※今後、有効期間内に70歳の誕生日を迎える場合、誕生日の月（1日生まれの人は前月）に負担割合を記載した保険証を送付します。
※平成26年度から、70歳から74歳までの人の自己負担割合が変更になりました。昭和19年4月2日以降の生まれの人は2割となり、昭和19年4月1日以前の生まれの人は1割に据え置かれます。ただし、現役並み所得者の自己負担割合は、3割のままで変更ありません。

◎ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月1日以降も必要な場合は、改めて申請が必要です。下記担当課にお問い合わせください。

後期高齢者医療

◎ 保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

水色 ➡ 黄色



◎ 一部負担金（病院等での窓口負担）の割合

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者 ➡ 3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者 ➡ 1割

※新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、平成30年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723（直通）
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線751）